(趣旨)

- 第1条 県は、消費生活協同組合の健全な発達を奨励、助長するため、 県下各消費生活協同組合の連合組織である埼玉県生活協同組合連 合会(以下「連合会」という。)が行う事業活動に要する経費に対し、 当該年度の予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。) に 定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 連合会が行う次に掲げる事業であって、その対象経費は別表に定めるものとする。
  - (1)生協大会開催事業
  - (2)教育文化事業(県連会報の発行、県連情報の発行、役員研修会、 職員研修会)

(補助額)

第3条 前条の事業に対する補助額は、前条各号の事業に要する経費の、それぞれ2分の1以内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対し通知するものとする。

(添付資料)

第5条 規則第4条第2項第1号及び第2号掲げる事項に係る書類 の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は補助事業の完了した日から30日を経過した日 又は当該年度の3月20日のいずれか早い日とする。 (補助金の額の確定通知の様式)

- 第8条 規則第14条の通知の様式は、様式第4号のとおりとする。 (書類の整備等)
- 第9条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間保存しなければならない。

附 則

この要網は、昭和49年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別 表

補 助 対 象 経 費

対象事業	生協大会	教 育 文	
対象経費	開催事業	化 事 業	備考
報償費	0	0	講 師 謝 金
需用費	0	0	
(食 糧 費)	0		昼食弁当代
(消耗品費)	0		展示用資料
(印刷製本費)	0	0	プログラム等(生協大会) 会報、情報、研修会資料
役 務 費	0	0	
(通信運搬費)	0	0	生協大会開催通知、案内 状及び会報、情報、研修 会開催通知等の郵送料
使用料及び賃借料	0	0	会場、照明、装飾等

注 各事業の対象経費は、当該事業欄の○印のものとする。

#### 様式第1号

埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助金 交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地団 体 名

代表者氏名

(印)

下記により、埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助金の 交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の 規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金

円

内訳 (1) 生協大会開催事業 金

円

(2) 教育文化事業

金

円

- 2 補助事業の目的及び内容
  - (1) 生協大会開催事業
  - (2) 教育文化事業

ア県連会報及び同情報の発行

イ 役員の研修

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 補助事業の計画 別紙のとおり

# 補 助 事 業 の 計 画

# 1 事業計画書

# (1) 生協大会及び役職員研修計画

			時	場所	対象人員	事業費	事業費の
実	施事	業名	(月日)		(参加人員)		内 訳 等
						円	.,
1	生 協	大 会				, ,	
2	役員研	(					
	仅只如	修云					
	##\ □ <b>*</b>	. 16. 0					
3	職員研	· 修 会					

# (2) 県連会報及び同情報発行計画

実施事業名	発行時期	発行部数	事業費	事業費の内 訳 等
1 県連会報			円	
2 県連情報				

# 2 収支予算書

# (1) 生協大会開催事業

(1) 工脚八五阴阻				tota II-o	積	算	基	礎		
	分    類		予	算	額	県補助			<i>O</i>	他
	会	費			円		円			
収	県 補 助	金								
入	その	他								
	計									
	報 償	費								
	需用	費								
	( 食 糧 費	)								
支	(印刷製本費	· )								
	(消耗品費	)								
出	役務	費								
	(通信運搬費	÷ )								
	使用量及び賃借	昔料								
	計									

# (2) 教育文化事業

	八 粧			マ な 佐	積算	基礎
	分	分    類		予算額	県補助金	その他
収	会		費	円	円	
	県	補助	金			
入	2	$\mathcal{O}$	他			
		計				
	報	償	費			
	雷	用	費			
支	(印)	副製本費	· )			
	役	務	費			
	(通り	信運搬費	· )			
出	使用料	∤及び賃借	<b></b>			
		計				

#### 様式第2号

埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助金 交付決定通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

#### 埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあつた埼玉県生活協同組合 連合会事業活動促進費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
  - 内訳 (1) 生協大会開催事業 金

\_\_\_

円

- (2) 教育文化事業 金 円
- 2 支払方法 概算払いとする。ただし、生協大会開催事業補助金 の交付予定時期は、令和 年 月とする。
- 3 条 件
  - (1) 補助金を他の用途に使用しないこと。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の 遂行が困難となった場合は、知事に報告してその指示を受け ること。

#### 様式第3号

埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助事業 実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地団 体 名代表者氏名

印

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業に要した経費 金 円(交付決定額 金 円)
- 3 補助事業の成果 別紙(1)のとおり
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項 別紙(2)・(3)のとおり

#### 別紙 (1)

埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助事業 事業別成果表

- 1 事 業 名
- 2 実施概要
- (1) 日時及び場所
  - (2) 対象及び参加人員
  - (3) テーマ及び講師
  - (4) 概要
- 3 効 果

(注) 県連会報及び同情報の発行事業については、2の(1)から(3) の記載は要しない。ただし、一連の当該発行済印刷物を添付 のこと。

別紙 (2) 埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助金精算書 (生協大会開催事業)

_				令	和年	月	日
	分    類		予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	(A)と(B) との比較 増△減	摘	要
-1	会	費	円	円	円		
収	県 補 助	金					
入	そ の	他					
	計						
	報  貸	費					
	需用	費					
支	(食糧費	)					
	(消耗品費	)					
	(印刷製本費	)					
	役務	費					
出	(通信運搬費						
	使用料及び賃借	料					
	計						

### 別紙 (3)

# 埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助金精算書 (教育文化事業)

令和年月日から令和年月日まで

	分	類	į	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	(A)と(B) との比較 増△減	摘	要
収	会		費	円	円	円		
4X	県 補	i 助	金					
入	そ	Ø	他					
		計						
	報	償	費					
支	需	用	費					
	(印刷	製 本 費	· )					
	役	務	費					
	(通信	運 搬 費	· )					
出	  使用料 <i> </i> 	及び賃借	科					
		計						

#### 様式第4号

埼玉県生活協同組合連合会事業活動促進費補助事業 確定通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

印

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度埼玉県生活協同組合連合会活動促進費補助事業については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続きに関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円